

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

壬生町長 小菅 一弥

市町村名 (市町村コード)	壬生町 (093611)
地域名 (地域内農業集落名)	南犬飼地区 (国谷、あけぼの町、落合一丁目、落合三丁目)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年7月16日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・地域内で70歳以上の農業経営者が5割弱と高齢化が進んでいる。アンケートの回答では後継者のいない農家が多い。農地が点在している陸田、畑についてはこのままでは耕作放棄地なる可能性がある。
- ・アンケートでは規模縮小、離農を考えている農家が多く、農地を規模拡大を考えている農家にどのように集積するのかが課題である。
- ・兼業農家では米価が安いと、農機具が高騰している状況では今後の経営は厳しい状況。
- ・調整区域内の農地については、今後管理が厳しくなることが懸念される。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水稻を主要作物としつつ、収益性の高い作物に取り組む。
- ・地域内だけの農業者だけでは管理難しいので地区外の担い手も受け入れる。
- ・圃場整備を実施した農地については農地の集積を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	195 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	195 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

- 農業振興地域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。
- 以下の農地における営農型太陽光発電事業の実施について、協議の場において、地域計画の区域内の農地の効率的かつ総合的な利用に支障がないことを確認した。
- ・国谷322-42

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
圃場整備済の土地については、積極的に集積、集約化を図っていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域の農地の貸し借りは農地中間管理機構の活用を推進し、将来的に担い手が効率的に農地が利用できるよう集約化を図る。
(3)基盤整備事業への取組方針
圃場の大区画化のため、畦畔の撤去などの方法も検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地区外からの耕作者の参入についても進めて行く。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☐	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☐	③スマート農業	☐	④輸出	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☐	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携	☐	⑩その他
【選択した上記の取組方針】									